

◎新潟県告示第630号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、村上市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年7月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
8月31日（月）	午後1時から4時まで	勤労者総合福祉センター	村上市全域
9月1日（火）	午前9時から正午まで	勤労者総合福祉センター	
9月2日（水）	午後1時から4時まで		
9月3日（木）			
9月4日（金）	午前9時から正午まで 午後1時から3時まで	勤労者総合福祉センター	
9月7日（月）	午後1時から4時まで	勤労者総合福祉センター	
9月8日（火）	午前10時30分から正午まで 午後1時から2時まで	さんぼく会館	
9月9日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から2時まで	村上市朝日支所	
9月10日（木）	午前10時から正午まで	神林農村環境改善センター	
9月11日（金）	午後1時から3時まで		
9月14日（月）	午後1時から午後4時まで	新潟漁業協同組合山北支所	
9月15日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	新潟漁業協同組合山北支所	
9月16日（水）	午前9時から正午まで	桑川水産物荷捌所	
9月17日（木）	午前10時から正午まで 午後1時から3時まで	荒川地区公民館	
9月18日から令和9年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12月29日、同月30日、 同月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 （平成5年通商産業省 令第70号）第39条第1項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会